



# News Letter

平成30年3月20日  
発行  
第56号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)  
外山 博 敏

### 産業保健関係助成金について

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が多くいます。事業主は、各事業場の実態に即した形で、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルスケアの実施を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況において、職場の健康づくりを応援する助成金が次のようにあります。

#### 1 職場環境改善助成金 (労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、

【Aコース】専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給(10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給(5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

#### 2 心の健康づくり計画助成金 (労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律10万円)。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限りです。

#### 3 小規模事業場産業医活動助成金 (労働者数が50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と、職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給(6か月当たり10万円を上限×2回限り)。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限りです。

#### 4 ストレスチェック助成金 (労働者数が50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

①ストレスチェックの実施に対する助成

●従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。

②ストレスチェックを実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成

●医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給(一事業場につき年3回が限度)。

※平成30年度につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構にご確認ください。

(全国統一ナビダイヤル：0570-783-046)

いつかは  
お役に  
立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)  
高橋 勉

**Q. 先日職員の親御さんが亡くなられたので、医院からとして弔慰金を、その職員に渡しました。これは賃金になるのでしょうか?ちなみに当院の就業規則には慶弔金の扱いの記載はありません。**

A. 慶弔金の規定がない貴院の場合は賃金に当たりません。

過去の行政通達(昭和22年9月13日発基17号)にこのような記載があります。

「(三) 退職金、結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金等の恩恵的給付は原則として賃金とみなさないこと。但し退職金、結婚手当等であって労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件の明確なものはこの限りでないこと。」

したがって、貴院と異なり就業規則や慶弔金規定で支給要件が決められている場合は賃金とみなされますので、労働保険料や社会保険料の算定対象となってしまいます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp